

判例評釈

民事手続法最高裁判例研究
民事手続法最高裁判例研究会
(代表者 松村 和 徳)

最判令和2年9月18日裁時1752号2頁

吉田純平

区分所有法所定の先取特権を有する債権者の配当 要求による配当要求債権についての時効中断効

(最判令和 2 年 9 月 18 日裁時 1752 号 2 頁)

1. 事案の概要
 2. 判旨
 3. 問題の所在及び判例
 4. 評釈
-
-

1. 事案の概要

X は、A マンション（以下、「本件マンション」という。）の団地管理組合法人である。B は、本件マンションの一部専有部分（以下、「本件建物部分」という。）の区分所有者であったが、管理費、修繕積立金を滞納していた。平成 23 年 4 月、本件建物部分についての共有持分権について強制競売の手続（以下、「本件強制競売」という。）が開始され、X は同年 6 月、区分所有法 66 条で準用される同法 7 条 1 項の先取特権を有するとして、民事執行法 51 条 1 項に基づいて配当要求（以下、「本件配当要求」という。）をした。本件強制競売は、平成 23 年 7 月に取り下げられた。

Y は、本件建物部分を担保不動産競売によって取得した者である。X は、Y に、競売前の区分所有者が滞納していた管理費、修繕積立金等の支払いを、区分所有法第 66 条で準用される同 8 条に基づき請求した。

Y は、改正前民法 169 条に基づき、上記管理費当のうち支払期限から 5 年を経過したものに係る債権は時効消滅した旨を主張したのに対して、X は、本件強制競売における本件配当要求により、本件配当要求債権について消滅時効の中断の効力が生じていると主張して争った。

原審は、次のように述べて、本件配当要求債権は時効消滅したと判断した。

「不動産競売手続において区分所有法66で準用される区分所有法7条1項の先取特権を有する債権者が配当要求をしたことにより、上記配当要求における配当要求債権について、差押え（平成29年法律第44号による改正前の民法147条2号）に準ずるものとして消滅時効の中断の効力が生ずるためには、債務者が上記配当要求債権についての配当異議の申出等を行うことなく売却代金の配当又は弁済金の交付（以下、「配当等」という。）が実施されるに至ったことを要すると解するのが相当である。本件においては、本件強制競売の申立てが取り下げられており、Bが本件配当要求債権についての配当異議の申出等を行うことなく配当等が実施されるに至ったものではないから、本件配当要求により本件配当要求債権につき消滅時効の中断の効力が生じたということとはできない。」

Xが上告。

2. 判旨

破棄差戻し

「区分所有法7条1項の先取特権は、優先権の順位及び効力については、一般の先取特権である共益費用の先取特権（民法306条1号）とみなされるところ（区分所有法7条2項）、区分所有法7条1項の先取特権を有する債権者が不動産競売手続において民事執行法51条1項（同法188条で準用される場合を含む。）に基づく配当要求をする行為は、上記債権者が自ら担保不動産競売の申立てをする場合と同様、上記先取特権を行使して能動的に権利の実現をしようとするものである。また、上記配当要求をした上記債権者が配当等を受けるためには、配当要求債権につき上記先取特権を有することについて、執行裁判所において同法181条1項各号に掲げる文書（以下、「法定文書」という。）により証明されたと認められることを要するのであって、上記の証明がされたと認められない場合には、上記配当要求は不適法なものとして執行裁判所により却下されるべきものとされている。これらは、区分所有法66条で準用される区分所有法7条1項の先取特権についても同様である。

以上に鑑みると、不動産競売手続において区分所有法66条で準用される区分所有法7条1項の先取特権を有する債権者が配当要求をしたことにより、上記配当要求における配当要求債権について、差押え（平成29年法律第44号による改正前の民法147条2号）に準ずるものとして消滅時効の中断の効力が生ずる

ためには、法定文書により上記債権者が上記先取特権を有することが上記手続において証明されれば足り、債務者が上記配当要求債権についての配当異議の申出等をすることなく配当等が実施されるに至ったことを要しないと解するのが相当である。

3. 問題の所在及び判例

(1) 問題の所在と本判決の意義

改正前民法147条は、時効（取得時効・消滅時効）の中断事由として、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、及び③承認を挙げている。これらの中断事由については、制限列举的なものではなく、これらと類似する性質を有するものについては適当な範囲において拡張して解釈されるべきであるとするのが通説的な見解である⁽¹⁾。そこで、他人が開始した強制執行手続に参加して一定の行為を行うことが同条の時効中断事由に該当するかが問題となる。配当要求による執行手続への参加については、後述のように、有名義債権者による配当要求について判例が時効中断効を認めている。そして、本判決の事案では、特に、他人の開始した執行手続において、先取特権を有する者がその権利を法定文書によって証明して配当要求をした場合の時効中断効の有無、そして、執行手続が取り消された場合の時効中断効の帰趨が争われた。

本判決は、区分所有法所定の先取特権を有する債権者の配当要求により配当要求債権に時効中断効が生ずるためには、民事執行法181条1項各号に掲げる文書により債権者が先取特権を有することが競売手続において証明されれば足り、債務者が配当要求債権について配当異議の申出等をすることなく配当等が実施されるに至ったことを要しない旨を判示したものである。

なお、改正民法においては、中断に該当する「更新」事由として強制執行（民148条1項1号）、担保権の実行（同項2号）、民事執行法195条の競売（同項3号）、財産開示手続（同項4号）が挙げられている。これらは、権利行使とみなされる事由であり、改正前民法の中断事由とその基礎は共通であり、本判決の考え方は改正民法下でも意義を有するものと考えられる。

(1) 我妻栄『新訂民法総則』（岩波書店、1965年）458頁。

(2) 判例

競売の申立て以外の方法による執行手続への参加が時効中断効を生じるかどうかという問題に関係する最近の判例として以下のようなものがある⁽²⁾。

- ①他の債権者が開始した強制競売手続において抵当権者が行う債権届出（最判平成元年10月13日民集43巻9号985頁）

訴外Aのために抵当権設定登記が経由されていた本件土地を所有するXが、抵当権の被担保債権につき消滅時効を援用し、Aの相続人であるYらに対して、上記抵当権の抹消を求めたのに対して、Yらが本件土地の一部について開始された不動産競売手続においてAが抵当債権者として被担保債権に係る債権届書を執行裁判所に提出したことにより時効は中断したと主張した主張した事案である。最高裁は、次のように述べてYの主張を退けた。

「民事執行法50条の規定に従い不動産に対する強制競売手続において催告を受けた抵当権者がする債権の届出（以下「債権の届出」という。）は、その届出に係る債権に関する「裁判上の請求」又は「破産手続参加」に該当せず、また、これらに準ずる時効中断事由にも該当しないと解するのが相当である。ただし、「裁判上の請求」又は「破産手続参加」

は、裁判又は破産の手続において権利を主張して、その確定を求め、又は債務の履行を求めるものであり、民法147条1号に掲げる「請求」の一態様として、右各手続において右権利主張が債務者に到達することが予定されているところ、債権の届出は、執行裁判所に対して不動産の権利関係又は売却の可否に関する資料を提供することを目的とするものであって、届出に係る債権の確定を求めるものではなく、登記を経た抵当権者は、債権の届出をしない場合にも、不動産に対する強制競売手続において配当等を受けるべき債権者として処遇され（民事執行法87条1項4号）、当該不動産の売却代金から配当等を受けることができるものであり、また、債権の届出については、債務者に対してその旨の通知をすることも予定されていないことに照らせば、債権の届出をもって、強制競売手続において債権を主張して、その確定を求め、又は債務の履行を求める請求であると解することはできないからである。」

(2) 配当要求と時効中断効に関して、旧民事訴訟法下では、大判大正8年12月2日民録25輯2224頁、大判昭和12年6月26日判決全集4輯12号19頁などがあり、いずれも時効中断効を認めている。

- ②他の担保権者が開始した担保不動産競売手続において抵当権者が届出債権の一部について配当を受けた場合の債権の残部についての時効中断効（最判平成8年3月28日民集50巻4号1172頁）

XがAに対して有する求償債権の連帯保証人であるYに対して保証債務の履行を求めた事件について、Xが有する求償債権については発生から5年経過したものであったが、次のような事情があった。すなわち、XはY所有の不動産について第三者が申し立てた抵当不動産の競売手続において、同求償債権の届出をし、その債権について一部配当を受けていた。Xは、このことをもって時効の中断を主張したが、最高裁は次のように述べてこの主張を退けた。

「第三者の申立てに係る競売手続において債権届出の催告を受けた抵当権者がする債権の届出は、執行裁判所に対して不動産の権利関係又は売却の可否に関する資料を提供することを目的とするものであって、届出に係る債権の確定を求めるのではなく、登記を経た抵当権者は、債権の届出をしない場合にも、右の競売手続において配当を受けるべき債権者として処遇され、不動産の売却代金から配当を受けることができるものであり、また、債権の届出については、債務者に対してその旨を通知をすることも予定されていないことなどに照らせば、債権の届出は、その届出に係る債権に関する裁判上の請求、破産手続参加又はこれらに準ずる消滅時効の中断事由に該当するものとはいえない（最高裁判平成元年（オ）第六五三号同年一〇月一三日第二小法廷判決・民集四三卷九号九八五頁参照）。

執行裁判所による配当表の作成及びこれに基づく配当の実施の手続においても、右の届出に係る債権の存否及びその額の確定のための手続は予定されておらず、抵当権者が届出に係る債権の一部について配当を受けたとしても、そのことにより、右債権の全部の存在が確定するものでも公に認められるものでもない。

また、配当期日には債務者を呼び出さなければならないが、右呼出しは執行裁判所が債務者に配当異議の申出をする機会を与えるためのものにすぎないから、これをもって抵当権者が債務者に向けて権利を主張して債務の履行を求めたものということはできない。

そうすると、登記を経た抵当権者が、第三者の申立てに係る不動産に対する担保権の実行としての競売手続において、債権の届出をし、その届出に係る債権の一部に対する配当を受けたとしても、右配当を受けたことは、右債権の残部について、差押えその他の消滅時効の中断事由に該当せず、また、これに準

ずる消滅時効中断の効力を有するものではないと解するのが相当である。」

③他の債権者が開始した競売手続において執行正本を有する債権者のする配当要求（最判平成11年4月27日民集53巻4号840頁）

Xは、Aに対してAとの信用保証委託契約に基づく代位弁済による求償債権について仮執行宣言付支払命令を得た（昭和57年9月9日確定）。Xは、BによるA所有の不動産の競売手続において配当要求をした。その後、Aが死亡しYが相続したが、Bの手続費用不納付を理由として競売手続は取り消された。そこで、XがYに対して求償金支払請求の訴えを提起した（平成7年8月）ところ、Yは抗弁として消滅時効を援用し、Xは配当要求による時効の中断を主張した。最高裁は、次のように述べて、時効の中断の効力を認めた。

「執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、これに基づいて強制執行の実施を求めることができるのであって、他の債権者の申立てにより実施されている競売の手続を利用して配当要求をする行為も、債務名義に基づいて能動的にその権利を実現しようとする点では、強制競売の申立てと異ならないといえることができる。したがって、不動産競売手続において執行力のある債務名義の正本を有する債権者がする配当要求は、差押え（民法一四七条二号）に準ずるものとして、配当要求に係る債権につき消滅時効を中断する効力を生ずると解すべきである。」

さらに、この事案では、不動産競売手続がBの手続費用不納付により取り消されたことに関して、次のように判示した。

「配当要求がされた後に競売手続の申立債権者が追加の手続費用を納付しなかったことを理由に競売手続が取り消された場合において、右の取消決定がされるまで適法な配当要求が維持されていたときは、右の配当要求による時効中断の効力は、取消決定が確定する時まで継続すると解するのが相当である。なるほど、民法154条は差押え等が取り消された場合に差押え等による時効中断の効力を生じない旨を定めており、また、競売手続が取り消されればこれに伴って配当要求の効力も失われる。しかしながら、執行力のある債務名義の正本を有する債権者による配当要求に消滅時効を中断する効力が認められるのは、右債権者が不動産競売手続において配当要求債権者としてその権利を行使したことによるものであるところ、配当要求の後に申立債権者の追加手続費用の不納付を理由に競売手続が取り消された場合には、配当要求自体が不合法とされたわけでもなければ、配当要求債権者が権利行使の意思を放棄したわけでもな

いから、いったん生じた時効中断の効力が民法154条の準用により初めから生じなかったものになると解するのは相当ではなく、配当要求により生じた時効中断効は右の取消決定が効力を生ずる時まで継続するものといわなければならない。」

④本判決の位置づけ

①から③の判例によれば、時効中断効は、配当要求については認められ、債権届出については否定される、とまとめることができる。このような判例の立場は多数学説の賛成を得ている⁽³⁾。というのも、配当要求は、一般債権者の強制履行請求権(民414条)に基づく権利行使の方法であるという性格を保持しているのに対して、抵当権者による債権の届出は、売却条件確定のための裁判所の資料収集への協力という意味合いを持つものであること、配当要求をする債権者が執行文の付された債務名義の正本等の法定文書を提出しなければならないのに対し、債権の届出をする抵当権者は債権証書等の提出を求められるわけではないこと、配当要求があれば裁判所から債務者に通知されるのに対して、債権の届出の内容は債務者に通知されないことにかんがみれば、有名義債権者による配当要求と抵当権者がする債権の届出との間で異なる扱いをすることは十分合理性があると⁽⁴⁾。本判決は、このような諸判例の立場を踏襲しつつ、先取特権者の配当要求についても、有名義債権者による配当要求の場合と同様に時効中断効が生じる旨を判示したものである。

4. 評釈

(1) 先取特権者による配当要求

ある特定の債権者によって強制執行手続が開始された場合に、他の債権者

(3) 中野貞一郎=下村正明『民事執行法』(青林書院、2016年)392頁。反対意見としては、一般債権者に優先する地位にある抵当権者が行う債権の届出に時効中断効を認めず、一般債権者が行う配当要求に時効中断効を認めることは均衡を失すること、民事執行法の下では、債務名義を得た債権者が強制競売又は担保権の実行としての競売の開始決定がされた不動産に重ねて強制競売の申立てをすることができることなどが挙げられる。朝日慶市「不動産競売手続と時効管理」銀行法務21 530号23頁、藤原総一郎「不動産競売と時効中断」自由と正義1997年7月号118頁。

(4) 孝橋宏「判批」最高裁判所判例解説民事平成11年度420頁。

が、その手続に参加して売得金から弁済を受けることを認める制度の一つとして配当要求がある。不動産の強制競売において配当要求できるのは、執行力ある債務名義の正本を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者、及び民執181条1項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者である（民執51条）。現行の民事執行法制定前は、債務名義を有しない債権者による配当要求が認められていたが、民事執行法制定に際して、配当要求することができる者は有名義債権者、及びこれに準ずる者に限定された。一般の先取特権は、その法律上の性格として債務者の特定財産との結び付きが弱いので、配当要求を認めるべきかは本来判断が分かれるところである⁽⁵⁾。民事執行法制定過程でも争われたが、一般先取特権、特に民法308条が定める雇人給料の先取特権の社会政策的な意義が大きいことから、旧法下の通りまま配当要求の資格が認められた。

（2）時効中断制度に関する学説

民法が定める時効中断事由の根拠について、大きく権利行使説と権利確定説に分けられる。

権利行使説は、時効中断事由として挙げられた行為が時効中断の効力を有する根本の理由は、権利者によって真実の権利が主張され、または、義務者によって真実の権利が主張され、そのために、真実の権利関係と異なる状態、すなわち、時効の基礎たる事実状態の継続が破られるからである、とする⁽⁶⁾。

権利確定説によれば、改正前民法154条が「差押え、仮差押え、仮処分」に時効中断効を認めるのは、これらに係る手続が許された事実を通してこれらの手続の基本となった権利の存在が公に確認される段階に達することが時効中断に理由になる、とする⁽⁷⁾。そして、配当要求についても、その手続が取り消されない限り、その手続を通じて債権の存在が公に確認されるに至るとして時効中断効を認める⁽⁸⁾。

(5) 鈴木忠一＝三ヶ月章『注釈民事執行法（2）』128頁〔伊藤眞〕。

(6) 我妻栄『新訂民法総則』（岩波書店、1963年）457頁。

(7) 川島武宜『民法総則』（有斐閣、2006年）491頁。石田穰『民法総則』（信山社、2014年）1060頁は、債権者の行為を起点として、権利の存在について既判力や争点効を伴って裁判所による確認が行われた場合や、手続の終了まで債務者が争わないことを根拠とする。

(8) 川島・前掲注6、493頁。

これらの学説の上で、配当要求による時効中断効をどのように考えるか。民事執行法制定前の判例においては、配当要求は、破産手続参加に係る改正前民法152条に基づき時効中断効が認められていた⁽⁹⁾。それに対して民事執行法制定後は、このような立場に疑問が呈された。というのも、破産手続参加、すなわち破産債権の届出(破産111条)に時効中断効が認められるのは次の理由からである。破産債権の届出がなされ、破産管財人がみとめ、破産債権者に異議のない債権は、確定した債権として破産債権者表に記載され(破産124条1項2項)、この破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する(破産124条3項)。また、破産管財人が認めず、あるいは、破産債権者に異議のある債権は、破産債権査定決定や、破産債権異議の訴えで確定される(破産125条、同126条)。このように、破産手続参加が、権利確定の機能を有するのである⁽¹⁰⁾。そして、民事執行法下においては、配当要求の権利は、原則として有名義債権者に限られることから、破産手続参加よりも、むしろ差押えに準じて時効中断効が認められるとする見解が有力となった⁽¹¹⁾。そうすると、先取特権者が行う配当要求については、別途考慮が必要となるりする⁽¹²⁾。

なお、改正民法においては、破産手続開始には時効の完成猶予の効力が認められ(民147条1項4号)、手続において権利が確定した場合には更新の効力が認められる(民147条2項)。そして、強制執行、又は担保権実行については、更新の効力が認められる(民148条1項)。これは、更新(改正前の中断)には、権利の確定の要素が必要であるという立場を表したものといえる。

(2) 平成11年最判との関係

上記最判平成11年4月27日(民集53巻4号840頁)は、有名義債権者による配当要求について時効中断効を認めたものであるが、本判決との関係が問題となる。その違いとしては、まず、配当要求権者が、有名義債権者であるか、それとも先取特権者であるか、の違いである。これについては、平成11年最判に

(9) 前掲注2。

(10) 石田・前掲注7, 1072頁。

(11) 富越和厚「判批」最高裁判所判例解説民事篇平成元年度336頁。前掲平成元年判決は、このような意味でも、抵当権者による債権の届出について時効中断効を認めなかったこととなる。

(12) 孝橋・前掲注4, 428頁。

際して、一般先取特権を主張する者が民執181条の文書に基づいて行う配当要求については、先に述べたような考え方によれば、債務主義を有していないという点で「差押え」に準じて時効中断効を認めることができないようにも考えられる。しかし、担保権者は、民事執行法上自ら競売手続を開始することができる地位にあり、時効中断効との関係においては差押債権者と同等である⁽¹³⁾。したがって、一般先取特権者について時効中断効を認めるためには、本判決が述べる通り、異議が述べられることなく配当が実施されるに至る必要はなく、競売実施の要件として、担保権の存在が民執181条1項所定の法定文書により証明されれば足りることとなる。

平成11年最判でもう一つ問題となるのが、債権者が配当要求によって参加した手続が取り消されている点である。改正前民法154条は差押え等が取り消された場合に差押え等による時効中断の効力を生じない旨を定めていた。改正民法148条2項も同趣旨である。平成11年最判の事案では、手続の取消しが債権者の追加の費用の不納付を原因とするものであるが、配当要求をした者については、配当要求自体が不適法とされたわけではないこと、及び、配当要求債権者が権利行使の意思を放棄したわけではないことを理由として、時効中断効がはじめからなかったこととするのは不適切であると判示した。本件においても、配当要求に係る執行手続は取り下げられたが、配当要求をした者については、同様のことがいえる。したがって、時効中断効を否定する必要はなく、平成11年最判の考え方を全体として先取特権者による配当要求の場合に当てはめたような判断であると評価できる。

脱稿後、米倉暢大「判批」ジュリ臨増1557号50頁に触れた。

(13) 改正民法148条が強制執行と担保権実行を時効更新事由として併置していることと同じ立場である、といえる。